

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月19日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成28年9月18日午前8時40分頃、幕別町札内桂町569番地73、桂町北公園において、協働のまちづくり事業として公園管理の委任を受けている公区が刈払機を使用し公園の草刈り作業を行っていたところ、飛び石により道路を走行中の相手方車両の左後方サイドガラスに損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 47,844円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。